

別紙6

モデル処分基準(試案)

## 目次

第1 目的	1
1. 本試案の目的	1
2. 対象となる違反行為	1
(1) 競技関係者の違反行為	1
(2) 加盟団体等の違反行為	1
第2 処分の内容及び種類	3
1. 処分の内容	3
(1) 基本的な処分内容	3
① 戒告(口頭注意)	3
② けん責(文書による注意)	3
③ 有期の登録資格停止(有期の登録等の禁止)	3
④ 無期の登録資格停止(無期の登録等の禁止)	4
⑤ 登録資格剥奪	4
(2) 金銭的処分	5
① 罰金	5
② 減俸	5
(3) その他の処分	5
① ボランティア活動従事等	5
② その他、法律及び協会又は加盟団体の定款に定める処分	6
2. 処分の種類	6
(1) 役員等	6
(2) 登録者	6
(3) その他の競技関係者	7
(4) 加盟団体等	7
第3 処分の決定に係る基本的な考え方	8
1. 処分の決定に係る法原則	8
① 罪刑法定主義	8
② 平等取扱の原則	8
③ 相当性の原則	8
④ 適正手続の原則	8
2. 処分内容に決定にあたって考慮すべき事項	9
(1) 処分内容の決定に当たって考慮すべき要素	9
① 違反行為の態様(回数・継続性)	9

② 違反行為者の地位・立場 .....	9
③ 違反行為へ関与した人数の多寡 .....	9
④ 被害者の人数 .....	9
⑤ 結果の重大性 .....	9
⑥ 違反行為の目的・動機(違反行為に至った経緯) .....	10
(2) 処分内容の決定にあたって考慮すべき情状等の要素 .....	10
① 刑事処分の有無、解雇、退学等他で制裁を受けていた場合 .....	10
② 過去の同様の違反行為の有無 .....	10
③ 違反行為者の反省の有無 .....	10
④ 違反行為者の日常的な態度 .....	10
(3) 過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等 .....	11
第4 処分の標準例 .....	12
I 暴力・体罰・いじめ・パワハラ・セクハラ等 .....	13
1. 暴力 .....	13
【標準例】 .....	13
<加重・軽減要素の例> .....	14
2. 指導者による暴言等 .....	15
【標準例】 .....	15
<加重・軽減要素の例> .....	16
3. 先輩後輩間における暴言等 .....	17
【標準例】 .....	17
<加重・軽減要素の例> .....	18
【本標準例を準用しうる類似事案】 .....	18
4. 身体的接触を含むわいせつ行為 .....	19
【標準例】 .....	19
<加重・軽減要素の例> .....	20
5. 身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動 .....	21
【標準例】 .....	21
<加重・軽減要素の例> .....	22
6. 不合理な指導 .....	23
【標準例】 .....	23
<加重・軽減要素の例> .....	24
II スポーツ団体役員の不祥事 .....	25
1. 不正経理 .....	25
【標準例】 .....	25
<加重・軽減要素の例> .....	26

2. 不適切経理	27
【標準例】	27
<加重・軽減要素の例>	28
Ⅲ 法令等に反する会議体運営	29
【標準例】	29
<加重・軽減要素の例>	30
Ⅳ 未成年の飲酒喫煙・その他刑事事件等	31
1. 未成年者の飲酒・喫煙	31
【標準例】	31
<加重・軽減要素の例>	31
2. 薬物使用	32
【標準例】	32
<加重・軽減要素の例>	32
3. 刑事事件(財産犯)	33
【標準例】	33
<加重・軽減要素の例>	33
4. 刑事事件(わいせつ事犯)	34
【標準例】	34
<加重・軽減要素の例>	34
5. 刑事事件(交通違反)	35
【標準例】	35
<加重・軽減要素の例>	35
Ⅴ 競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為(八百長等)	36
【標準例】	36
Ⅵ 名誉棄損・信用棄損行為	37
【標準例】	37
Ⅶ 報告義務違反	38
【標準例】	38
Ⅷ ドーピング違反	39
1. 制裁の主体	39
2. JADA 規程 2.1 項違反の場合	39
【標準例】	39
<加重・軽減要素の例>	40
第5 違反行為者以外の関係者、所属団体等に対する処分の考え方	41
1 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の指導者に対する処分についての留意点	41
(1) 基本的な考え方	41

2 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の競技者に対する処分についての留意点	43
(1) 基本的な考え方	43
(2) 例外的な場合	43
3 違反行為の行為者が所属する団体等(チーム)に対する処分についての留意点	44
(1) 基本的な考え方	44
(2) 他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分(出場停止等)について	44
4 違反行為を行った役員が所属する団体等又は他の役員に対する処分についての留意点	45
(1) 基本的な考え方	45
(2) 所属団体等に対する処分について	45
(3) 他の役員に対する処分について	45

## 第1 目的

### 1. 本試案の目的

本試案は、本協会及び加盟団体の関係者が、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為(以下「違反行為」という。)を行った場合に、本協会が、禁止行為規程に基づき、当該行為について、当該関係者(以下「違反行為者」という。)に対して行う処分に関し、その内容を決定するに当たって参考となる基準を定める。

なお、本試案にて使用する用語の定義は禁止行為規程に従うものとする。

### 2. 対象となる違反行為

#### (1) 競技関係者の違反行為

- ① 法令に違反すること。
- ② 本協会、加盟団体若しくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 本協会、加盟団体、本協会が加盟する団体、又は【競技名】にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ 【競技名】に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ 【競技名】に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑥ 【競技名】に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ その他、【競技名】に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。

#### (2) 加盟団体等の違反行為

- ① 法令に違反すること。
- ② 本協会、加盟団体若しくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 本協会、加盟団体、本協会が加盟する団体、又は【競技名】にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ 【競技名】に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ 【競技名】に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を

及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。

- ⑥ 【競技名】に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ その他、【競技名】に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと

※アンチ・ドーピングについては「第4 VII ドーピング」を参照

## 第2 処分の内容及び種類

違反行為者に対して処分を課すにあたっては、①処分が違反行為者に対して具体的にどのような影響を与えることになるのか(処分の内容)、②違反行為者にどのような処分を課することができるのか(処分の種類)を十分に理解のうえ、違反行為に見合った処分を課す必要がある。

そこで、本試案において、禁止行為規程に記載された処分のうち、評議員等、役員等、登録者、又は加盟団体等に課す処分の内容及び種類について説明する。

なお、職員に対する処分については、各スポーツ団体の就業規則及び従業員懲戒規程に基づいて課されるため、本試案での説明は省く。

### 1. 処分の内容

#### (1) 基本的な処分内容

##### ① 戒告(口頭注意)

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の活動をいっさい制限するものではない形で、違反行為者の反省を促すために行う処分といえる。

主に、被害の程度が非常に軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

評議員等・役員等・登録者・その他競技関係者・加盟団体等に広く用いられる処分である。

##### ② けん責(文書による注意)

違反行為について、文書で注意を行う。文書に違反行為を記載して違反行為者に渡す形で注意をするものであり、再び違反行為を行った場合にはより重い処分が下されることを示唆することで更なる反省を促すものといえ、戒告よりも厳しい処分である。ただし、戒告と同様に、違反行為者の活動は制限されない。

主に、被害の程度等が軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

こちらも評議員等・役員等・登録者・その他競技関係者・加盟団体等に広く用いられる処分である。

##### ③ 有期の登録資格停止(有期の登録等の禁止)



具体的な停止期間としては、1か月～3、4年程度が想定される。登録資格停止（登録等の禁止）とされた違反行為者は、その間、スポーツ団体における活動に参加できなくなるため、その点において違反行為者は実質的な不利益を被る。

有期の登録資格停止（登録等の禁止）処分を課す場合、課すことのできる期間に幅がある。そこで、資格停止期間を定めるに当たっては、その停止期間が違反行為者の活動にどのような影響（不利益）を及ぼすかを踏まえ、当該違反行為に対して相当であるか（過剰ではないか）を検討する必要がある。

上記のとおり、課すことのできる期間の幅が広いと、軽易な違反行為から重い違反行為にまで適用することができる。そこで、戒告・けん責と比較して、継続的に違反行為がなされた場合や、違反行為の具体的内容が悪質である場合、又は被害の程度が軽微とはいえない違反行為に課すことが想定される。

こちらは、登録者・その他競技関係者・加盟団体等に用いられる処分である。

#### ④ 無期の登録資格停止（無期の登録等の禁止）

原則、当該処分が課されることで、違反行為者は無期限に当該スポーツ団体に係る活動に参加できなくなるものであり、違反行為者は極めて大きな不利益を被る。なお、無期の登録資格停止処分（無期の登録等の禁止処分）を課す場合、一定年数が経過することによって復権を認めることが想定されていることが多い。しかし、当該処分を課した時点では、資格停止等の期間が明示されておらず、違反行為者にとってはスポーツ権に対する重大な制約といえることから、当該処分は重大な違反行為に限定して適用すべきである。

こちらは、登録者・その他競技関係者・加盟団体等に用いられる処分である。

#### ⑤ 登録資格剥奪

当該処分を課された違反行為者は、永久に当該スポーツ団体に係る活動に参加できなくなるものであり、復権（再登録や資格の再付与）も認められないものであり、当該スポーツ団体が課すことのできる最も重い処分といえる。

違反行為者は、当該スポーツ団体に係る活動にいついとも携わることができなくなるため、極めて甚大な不利益を被ることとなるため、重大な違反行為であり、かつ、違反行為者に有利な情状を加味しても課さざるを得ないような極めて重大・悪質な事案に限定して適用すべきである。

こちらは、登録者・その他競技関係者・加盟団体等に用いられる処分である。

## (2) 金銭的処分

### ① 罰金

違反行為者に対し、金銭の支払いを命じることをいう。金銭の多寡及び対象となる加盟団体等の支払能力によっては、処分として軽くもなるし、重くもなるものである。

出場や登録資格の停止処分にそぐわない場合や、金銭処分が適切な場合に用いられる。

### ② 減俸

役員に対しては労働基準法の適用がないため、例えば、月額 10%カットを 3 か月間など大きな減俸が可能となる。違反行為者は本来得られる収入を得られなくなるため、減俸の程度によっては大きな不利益を被る。ただし、多くのスポーツ団体は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人であることから、その場合は同法の適用が前提となることに留意されたい。

## (3) その他の処分

### ① ボランティア活動従事等

この処分は単独で、又は、戒告・けん責・有期又は無期の登録資格停止と併せて課することができる。

例えば、ボランティア活動へ従事させることによって、違反行為者の競技活動を制約する点で、違反行為者に不利益となる。ただし、処分として違反行為者をボランティア活動に従事させることは、違反行為者にとってみれば、自らの社会的な信用を回復する機会となるものである。

また、違反行為者に対し反省文を提出させることは、違反行為者の活動を制約するものではなく、幅広く課すことが可能である。反省文は、違反行為者が任意に応じる限り、処分として特段問題はない。しかし、当該スポーツ団体において違反行為があったと認定されたものの、違反行為者が全面的に事実関係を争っている事案において、当該違反行為者に対し、反省文の提出処分を課し、これを提出しなかったことをもって更に違反行為として処分することは、二重処罰であるとして法的に問題が生じる場合もあるので留意されたい。

## ② その他、法律及び協会又は加盟団体の定款に定める処分

これまでに記載した処分に加え、法律及び協会又は加盟団体の定款において定めた処分を行うことが考えられる。典型的な例としては、役員等に対する降格処分や懲戒免職(解任)処分が考えられる。

降格とは、下位の資格・職位等へ移行させる処分をいう。資格・職位が降格した結果、報酬が減額されることで違反行為者に不利益となることから、違反行為の具体的内容が悪質である場合、又は被害の程度が軽微とはいえない違反行為に課すことが想定される。

懲戒免職(解任)とは、違反行為者のスポーツ団体における地位を強制的に失わせる処分をいう。違反行為者は、当該スポーツ団体に係る活動にいつい携わることができなくなり、極めて甚大な不利益を被ることとなるため、重大な違反行為であり、かつ、違反行為者に有利な情状を加味しても課さざるを得ないような極めて重大・悪質な事案に限定して適用すべきである。

なお、多くのスポーツ団体は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人であることから、上記の処分を行う場合は同法の適用が前提となることに留意されたい。

## 2. 処分の種類

評議員等、役員等、登録者、及び加盟団体等に課すことが可能な主な処分の種類は、以下のとおりである。

### (1) 役員等

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 減俸

### (2) 登録者

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 有期の登録資格停止
- ⑤ 無期の登録資格停止
- ⑥ 登録資格剥奪

(3) その他の競技関係者

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 有期の登録等の禁止
- ⑤ 無期の登録等の禁止
- ⑥ 登録資格剥奪

(4) 加盟団体等

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 有期の登録資格停止
- ⑤ 無期の登録資格停止
- ⑥ 登録資格剥奪

### 第3 処分の決定に係る基本的な考え方

#### 1. 処分の決定に係る法原則

スポーツ団体が違反行為者に対して不利益な処分を行うにあたっては、以下の基本的な法原則に則って処分を課すべきである。

##### ①罪刑法定主義

違反行為とこれに対する処分の種類・内容・程度が、違反行為がなされる前にスポーツ団体の規程上あらかじめ明記されていること。

##### ②平等取扱の原則

スポーツ団体内において発生した同種の違反行為に対して課す処分は、同一種類・同一内容であるべきこと。

##### ③相当性の原則

違反行為の内容・結果に照らし、処分の重さが相当であること(重すぎてもならないし、軽すぎてもならない。)

##### ④適正手続の原則

スポーツ団体が決めた手続に則って、違反行為者に対し処分を行うこと(特に、処分を課すにあたっては、違反行為者に弁明の機会を与えることが重要である)。

## 2. 処分内容に決定にあたって考慮すべき事項

相当性の原則(上記1③)からすれば、違反行為者に対して課す処分は、当該違反行為の内容や当該違反行為によって及ぼされた結果等を踏まえ、相当な処分内容となるようにしなければならない。

そこで、違反行為に相当する処分内容を決めるには、原則として、次に掲げる事項について考慮することになる。

### (1) 処分内容の決定に当たって考慮すべき要素

#### ① 違反行為の態様(回数・継続性)

ex)継続的に違反行為を実施した場合や、違反行為の回数が多い場合には、行為態様が悪質と評価されやすい。

#### ② 違反行為者の地位・立場

ex)違反行為者が当該スポーツ団体において権限ある地位にある場合にあり、自らが持つ権限を悪用して違反行為を実施した等の事情は、行為態様が悪質と評価される場合がある。

#### ③ 違反行為へ関与した人数の多寡

ex)違反行為に多数の者が関与している等の事情は、行為態様が悪質と評価される場合がある。

#### ④ 被害者の人数

ex)被害者が多数に及んでいる場合は、処分内容が重くなる可能性がある。

#### ⑤ 結果の重大性

ex)被害の程度が重ければ重いほど、結果が重大であると評価される。

## ⑥ 違反行為の目的・動機(違反行為に至った経緯)

ex)身勝手な動機(私的目的での不正経理など)は、行為態様が悪質と評価され得る。また、違反行為を隠蔽しようとしたり、スポーツ団体への報告が必要にもかかわらず当該報告を怠った事実についても、行為態様が悪質であったと評価される。

### (2) 処分内容の決定にあたって考慮すべき情状等の要素

#### ① 刑事処分の有無、解雇、退学等他以制裁を受けていた場合

すでに社会的な制裁を受けていることで、スポーツ団体としての処分としては有利な情状に加味される可能性がある。

なお、スポーツ団体による処分が課される前に、当該違反行為者が自主的に活動を自粛する等の対応を行う場合がある。そもそも当該自粛については、その内容の妥当性自体も問題となる余地があるが、理屈上はスポーツ団体の処分と当該自粛等の対応は別のものであり、必ずしも処分に際して考慮すべき要素となるわけではない。ただし、スポーツ団体が処分を課すに際しては、実質的な二重処罰を回避する目的で、先になされた自粛等の対応の内容やその期間を考慮することも考えられる。

#### ② 過去の同様の違反行為の有無

過去に同様の違反行為を行っていた場合には、不利な情状に加味される可能性がある。なお、同種の違反行為でない場合は原則として考慮すべきではないが、違反行為者の日常的な態度に問題がある場合には考慮される可能性があり得る。

#### ③ 違反行為者の反省の有無

反省を示していることや被害者との間で示談が成立していることは、違反行為者に有利な情状として考慮され得る。

#### ④ 違反行為者の日常的な態度

違反行為者の日常的な態度が良好であった場合は、有利な情状として加味される可能性があり得る。

(3) 過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等

平等取扱の原則(上記1②)からすれば、特段の事情がない限り、同種の事案には同種・同程度の処分をしなければならない。

特に、違反行為者の立場(例えば、当該違反行為者がスポーツ団体に対し大きな影響力を有している場合や当該違反行為者が強豪チームに所属している等の事情)によって処分の内容が左右されるべきではない。



## 第4 処分の標準例

第1から第3にかけて記載した基本的な考え方に基づき、以下、処分の標準例を記載する。

本試案において示している標準例は、代表的な違反行為ごとに標準的な処分の内容を例として掲げたものであって、絶対的なものではなく、以下に示した標準例における処分の内容自体も、一定程度の幅を持たせた記載となっている。

実際の処分内容の決定に当たっては、本試案に記載された処分の内容を単にそのまま適用するのではなく、事案の詳細及びスポーツ団体における過去の処分とのバランスを考慮し、当該事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

※なお、下記標準例に掲げられていない違反行為についても、当然のことながら処分の対象となり得るものであり、この場合、標準例に掲げる取扱い等も参考としつつ、判断する。

---

## I 暴力・体罰・いじめ・パワハラ・セクハラ等

### 1. 暴力

#### 【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、有期の登録資格停止[中期: 1か月以上6か月以下]とする。
- (2) 被害者が全治1か月未満の傷害を負った場合には、有期の登録資格停止[長期: 6か月以上]とする。
- (3) 被害者が1か月を超える傷害を負った場合、死亡するに至った場合、重大な後遺障害が残る傷害を負った場合又は刑事処分がされた場合には、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

### ＜加重・軽減要素の例＞

#### ○加重要素(処分内容を重くする)

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

#### ○軽減要素(処分内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

## 2. 指導者による暴言等

### 【標準例】

指導者が、特定の競技者(被害者)に対し、人格を否定するような発言・侮辱等(以下「暴言等」)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

## ＜加重・軽減要素の例＞

### ○加重要素

加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

### ○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

### 【本標準例を準用しうる類似事案】

指導者が、特定の競技者を無視したり、正当な理由なく練習にさせないなど、指導者による嫌がらせ行為

### 3. 先輩後輩間における暴言等

#### 【標準例】

先輩競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴言等を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

## ＜加重・軽減要素の例＞

### ○加重要素

先輩後輩関係など上下関係に基づいて行われた場合、加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

### ○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

## 【本標準例を準用しうる類似事案】

チーム内でのいじめ行為

#### 4. 身体的接触を含むわいせつ行為

##### 【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）の意に反して、身体的な接触を含むわいせつ行為を行った。

- (1) 被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上6か月以下]とする。
- (2) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:6か月以上]、②競技者は有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とするとする。
- (3) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]、②競技者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (4) わいせつ行為を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。



## <加重・軽減要素の例>

### ○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

### ○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

## 5. 身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動

### 【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)の意に反して、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動(以下「性的言動」という)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。
- (2) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、①指導者は有期の登録資格停止[中・長期:3か月以上]、②競技者は有期の登録資格停止[中・長期:3か月以上1年以下]とする。
- (3) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]、②競技者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (4) 性的言動を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

## <加重・軽減要素の例>

### ○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

### ○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

## 6. 不合理な指導

### 【標準例】

指導者又は競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、競技力の向上とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰としての特訓など不合理な指導(以下「不合理な指導」という。)を行った。

- (1) 被害者の競技活動に支障が生じるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害(全治2週間程度まで)した場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。
- (3) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害(全治2週間以上のもの)した場合、有期の登録資格停止[傷害の程度により、中・長期3か月以上1年以下]とする。
- (4) 不合理な指導を繰り返し、①退部など競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な傷害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

## <加重・軽減要素の例>

### ○加重要素

不合理的な指導であること知っていながら不合理的な指導を行った場合、加害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、

不合理的な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

### ○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立等

---

## Ⅱ スポーツ団体役員の不祥事

### 1. 不正経理

#### 【標準例】

スポーツ団体の経理担当役員が、国から受けていた補助金について、架空の領収書を用いたり、委託先業者と通謀するなどして経費を水増し請求することで不正な利益を得た。

- (1) 不正経理に関し、上位の者からの指示に従っていたにすぎない場合には、減俸又は降格とする。
- (2) 不正経理に主体的に関与し、他の目的(自己の利益を図った場合を除く。)に流用した場合には、降格又は懲戒免職とする。
- (3) 不正経理に主体的に関与し、自己の利益を図った場合には、懲戒免職とする。

## <加重・軽減要素の例>

### ○加重要素

加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正経理の期間が長期である場合、調査に対して非協力的又は事実の隠蔽を図った場合等

### ○軽減要素

真摯に反省している場合、流用した金員を返還した場合等

## 2. 不適切経理

### 【標準例】

スポーツ団体の役員が、簿外資産を管理し、報酬規程等何らの根拠もないまま、他の役員に対し役員報酬以外の名目で多額の金銭を交付した結果、当該スポーツ団体が多額の赤字を計上することとなったことが判明した。

- (1) 不適切経理に関し、上位の者からの指示に従っていたにすぎない場合には、減俸又は降格とする。
- (2) 不適切経理に主体的に関与し、他の目的（自己の利益を図った場合を除く。）に流用した場合には、降格又は懲戒免職とする。
- (3) 不適切経理に主体的に関与し、自己の利益を図った場合には、懲戒免職とする。



### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不適切経理の期間が長期である場合等

#### ○軽減要素

真摯に反省している場合、流用した金員を返還した場合等

---

### Ⅲ 法令等に反する会議体運営

#### 【標準例】

スポーツ団体において、法令上必要とされている社員総会が数年間開催されていなかった。また、当該スポーツ団体においては、スポーツ団体の規程で理事会決議事項とされている事項について、理事会決議なく実施されていた。

- (1) 法令等に反する会議体運営に関し、主体的に関与せず、これを是正しなかったにすぎない場合には、けん責又は減俸とする。
- (2) 法令等に反する会議体運営に主体的に関与した場合には、降格又は懲戒免職とする。
- (3) 法令等に反する会議体運営に主体的に関与し、自己の利益を図った場合には、懲戒免職とする。

### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

スポーツ団体に具体的な不利益が生じた場合、法令等の違反の程度が重大な場合、虚偽の報告や事実の隠蔽を図った場合等

#### ○軽減要素

真摯に反省している場合、法令等の違反の程度が軽微な場合、法令違反等の瑕疵を治癒するような方策がなされた場合等

---

#### IV 未成年の飲酒喫煙・その他刑事事件等

##### 1. 未成年者の飲酒・喫煙

###### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある高校生(未成年者)が喫煙していることが発覚した。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。

###### <加重・軽減要素の例>

###### ○加重要素

常習的に喫煙をしていた場合、練習中に喫煙していた場合、等

###### ○軽減要素

真摯に反省している場合、等

## 2. 薬物使用

### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が薬物を使用していることが発覚した。

- (1) 事案の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 事案の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

常習性が認められる場合、薬物への依存が高い場合、等

#### ○軽減要素

違反行為者が未成年者の場合、真摯に反省している場合、等

なお、薬物使用については、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反にも該当する場合があります。この場合、当該違反行為者には日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されるが、これに加えて、スポーツ団体が薬物使用を理由として制裁を課すことは、WADA 規程違反となり認められない可能性があることに留意されたい(「Ⅷ アンチ・ドーピング規則違反」参照)。

### 3. 刑事事件(財産犯)

#### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が万引きで逮捕された。

- (1) 被害の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 被害の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

#### <加重・軽減要素の例>

##### ○加重要素

常習的に万引きをしていた場合、当該競技に関係する物品を万引きした場合、営利目的で万引きを行っていた場合、等

##### ○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、等

#### 4. 刑事事件(わいせつ事犯)

##### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が女性に対する強制わいせつ罪の容疑で逮捕された。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大な場合、登録資格剥奪とする。

##### <加重・軽減要素の例>

###### ○加重要素

違反行為者と同じチーム内の競技者が被害者である場合等

###### ○軽減要素

示談の成立等

## 5. 刑事事件(交通違反)

### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が自動車を運転中に人身事故を起こした。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、戒告又はけん責、罰金とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大(被害者が死亡した場合も含む。)な場合、有期の登録資格停止又は無期の登録資格停止とする。

### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

酒気帯び運転／酒酔い運転中の事故の場合、無免許運転の場合、等

#### ○軽減要素

相手方の過失が大きい場合、真摯に反省している場合、示談の成立等

---



## V 競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為(八百長等)

### **【標準例】**

スポーツ団体に登録のある選手が、自身が参加する試合において八百長行為を働いた。

原則として無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

## VI 名誉棄損・信用棄損行為

### **【標準例】**

スポーツ団体の役員が、何ら根拠のない事実をマスコミに示して、当該スポーツ団体を誹謗中傷した。

- (1) 被害の程度が軽微な場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 被害の程度が重大な場合、減俸又は降格とする。
- (3) 被害の程度が甚大かつ回復し難い損害を被った場合、懲戒免職とする。

## VII 報告義務違反

### **【標準例】**

指導者が不在中の練習において事故が発生し、選手が傷害を負ったにもかかわらず、当該チームの責任者(指導者等)が当該事故に関しスポーツ団体に対する報告を怠った。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。

## Ⅷ アンチ・ドーピング規則違反

### 1. 制裁の主体

日本の多くのスポーツ団体では、アンチ・ドーピング規則違反の場合、WADA 規程及び JADA 規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されており、スポーツ団体が独自で制裁を課すことは、想定されていない(一部の団体を除く)。むしろ、スポーツ団体が日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁に加えて、独自の追加的な制裁を課す場合は、WADA 規程違反が問題となりうる。

### 2. JADA 規程 2.1 項違反の場合<sup>1</sup>

#### 【標準例】

資格停止期間の原則は、4 年間である。ただし、以下の場合、資格停止期間は 2 年間となる。

- ①違反が特定物質に関連しない場合で、競技者が違反が意図的でなかった旨を立証できた場合
- ②違反が特定物質に関連し、JADA が違反が意図的であった旨を立証できない場合

---

<sup>1</sup> 平成 19 年度から平成 29 年度までの日本アンチ・ドーピング規律パネル決定によれば、わが国のアンチ・ドーピング規則違反事例のうち、9 割以上が、JADA 規程 2.1 項違反である。JADA 規程 2.1 項違反以外の事例としては、検体採取の拒否(JADA 規程 2.3 項違反)、競技者に対する禁止物質の投与(JADA 規程 2.8 項違反)の事例がある。

## <加重・軽減要素の例>

### ○加重要素

複数回の違反を行った場合

→ より厳格な制裁が課される(JADA 規程 10.7 項)

### ○軽減要素

過誤又は過失がない場合

・例 第三者から禁止物質を投与されたことを立証した事例

→ 資格停止期間が取り消される(JADA 規程 10.4)

「重大な過誤又は過失」がない場合

・例 サプリメントの外箱に、「禁止物質は入っていません。」との表示があったにもかかわらず、当該サプリメントに禁止物質が混入していた場合

→ 過誤の程度に応じて、資格停止期間が短縮される(JADA 規程 10.5)

## 第5 違反行為者以外の関係者、所属団体等に対する処分の考え方

ある違反行為に対し、当該違反行為者がチームに所属する場合において当該チームに所属する他の指導者・競技者に対して処分する場合や、当該違反行為者が所属する加盟団体等を処分する場合には、以下の点に留意するものとする。

なお、以下の留意点は、参考となる考え方を示したものであって、処分の決定に当たっては、過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

### 1 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の指導者に対する処分についての留意点

#### (1) 基本的な考え方

- 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を知らずながら、当該違反行為を助長し、隠ぺいし又は放置した場合には、当該指導者も行為者と同等の責任が生じるといえることから、当該違反行為の行為者と同等の処分を行うものとする。
- 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができる状況にありながら、過失により当該違反行為の発生を把握することができず、当該違反行為の発生を防止できなかった場合には、(1)の場合と比べれば当該指導者の責任は同じとは言えないものの、過失によって当該違反行為の発生を把握することができず、その結果、当該違反行為の発生を防止できなかった点に責任があるといえる。そこで、当該指導者に対しては、当該違反行為の行為者に準じた処分を行うものとする。
- 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができず、かつ、把握することができなかったことについて過失も認められない場合には、基本的には当該違反行為の発生を防止することは困難な状況であったといえるが、結果として当該違反行為の発生を防止できなかった点に関しては当該指導者にも責任があるといえる。そこで、当該指導者に対しては、原則として戒告又はけん責とする。
- 形式的には同じチームに所属している場合であっても実質的には完全に指導の対象が

分かれている場合や、単に指導者として名前だけを連ねているのみで実質的な指導をまったく行っていない場合等、当該違反行為の発生を防止すべき立場にない指導者に対しては、原則として何らの処分も行わないものとする。

## 2 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の競技者に対する処分についての留意点

### (1) 基本的な考え方

- チームに所属する競技者は、通常、チームの他の競技者を管理する責任や、他の競技者が違反行為を起こさないよう配慮する義務を負っていないと考えられる。したがって、チーム内の他の競技者が違反行為を行ったとしても、他の競技者は連帯して責任を負う必要はなく、原則として、他の競技者に対しては処分をしない。しかし、以下の(2)(3)の場合は、例外的に他の競技者に処分が及ぶことが考えられるので、留意する必要がある。

### (2) 例外的な場合

- 他の競技者が、違反行為者の違反行為を手伝ったり(見張りなど)、違反行為を助長させるような関与を行った場合は、当該他の競技者自身の行為についての責任が問題になる可能性がある。
- 他の競技者全員が個別に違反行為の責任を負うとまではいえない場合でも、チーム全体に違反行為を許容するような習慣や土壌があり、それをチームが受け入れていた(黙認している場合も含む。)ような場合など、違反行為者個人の責任で片付けるべきではないという事案では、例外的にチームとして処分される場合がある。この場合、チームが処分を受けた結果、直接的には違反行為を行っていない競技者も処分を受ける(出場停止等)ことになる。



### 3 違反行為の行為者が所属する団体等(チーム)に対する処分についての留意点

#### (1) 基本的な考え方

違反行為の行為者が所属する団体等(チーム)に対する処分については、当該所属団体に所属する違反行為に関与していない他の競技者のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。

それゆえ、所属団体に対する制裁は、原則として、他の競技者のスポーツ権を侵害しない処分の種類である、戒告又はけん責によるものとすべきである。

#### (2) 他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分(出場停止等)について

所属団体の登録資格停止や登録資格の剥奪等の処分は、違反行為を行っていない所属団体に所属する他の競技者のスポーツ権を制約することから、違反行為者個人の責任として当該違反行為者に処分を課すだけでは不十分な事案に限定して課すべきである。そこで、違反行為者以外の所属団体に所属する他の競技者についても行為者と同等(若しくは行為者に準じた)処分を行う必要性が高い等の特段の事情がある場合に限り、他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分を課することができるものとする。例えば、所属団体の複数の指導者又は競技者が加害者となる形で違反行為が行われ、所属団体の他の競技者において当該違反行為の存在を把握しながら何らの防止措置や報告等がなかったため、重大な結果が発生することを防げなかった場合等である。

なお、違反行為の行為者が所属する団体が既に十分な社会的制裁を受けていると認められる場合や、所属団体において既に十分な自主的処分が行われている場合には、所属団体に対して行う処分の軽減を検討するものとする。ただし、所属団体に対して行う処分の軽減を目的として、過剰な自主的処分(自粛)が行われるべきでないことは言うまでもない。

#### 4 違反行為を行った役員が所属する団体等又は他の役員に対する処分についての留意点

##### (1) 基本的な考え方

所属団体等の役員が違反行為を行った場合、個人責任の原則からすれば、原則としてその責任は当該役員のみが負うべきものであり、所属団体及び他の役員が責任を負うべきとはいえない(特に、当該違反行為が自らの私的な目的に向けてなされたものであるとすれば、当該責任は、違反行為を行った当該役員のみが負うべきである。)。しかし、以下の(2)(3)の場合は、例外的に所属団体又は他の役員に処分が及ぶ可能性があるため、留意する必要がある。

##### (2) 所属団体等に対する処分について

違反行為が所属団体等全体の意思に沿ってなされていた場合や、所属団体等が当該違反行為がなされていることを黙認していた場合等、所属団体等として違反行為を積極的であれ消極的であれ認めていた等の事情がある場合には、違反行為を行っていた役員のみならず、当該所属団体等に対する処分を行う必要がある場合がある。

##### (3) 他の役員に対する処分について

上記(2)に基づいて所属団体等に対する処分がなされた場合、違法行為を行っていない他の役員は、所属団体等が処分されることによって間接的に自らも処分を受ける形となる。また、他の役員は、当該役員違反行為を手伝ったり、違反行為を助長させるような関与を行った場合には、当該他の役員自身の行為についての責任が問題になる可能性がある。

以上